

生命科学先端研究支援ユニットにおける USBメモリー等の取扱いについて

平成27年4月1日

生命科学先端研究支援ユニット

研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット（以下「ユニット」という。）に設置されている機器の保守及びコンピュータウイルスの感染防止対策として、ユニットでUSB接続のリムーバブルメディア（USBメモリー、ポータブルHDDなど。以下「USBメモリー等」という。）を使用する場合は、必ず下記事項について遵守してください。

- 1 各自が使用するコンピュータ及びUSBメモリー等については、必ず本学が指定するウイルス・セキュリティ対策を講じること。
- 2 ユニットで使用するUSBメモリー等は、設置機器のデータ保管等を用途としたユニット専用（以下「ユニット専用USBメモリー等」という。）とし、他の用途に使用しないこと。
- 3 ユニット専用USBメモリー等は、常時各自コンピュータでウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスが発見された場合は、直ちに総合情報基盤センターに連絡し、その指示に従うこと。
- 4 ユニット専用USBメモリー等を使用する場合は、その都度、ユニット各施設玄関ホール等に設置されているコンピュータでウイルスチェックを行うこと。
- 5 4でコンピュータウイルスが発見された場合は、直ちに当該施設職員に連絡し、施設職員の指示があるまで当該USBメモリー等を絶対使用しないこと。
- 6 1から5を遵守できない場合は、富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット利用内規第6条の規定により、ユニットの利用承認の取り消し、又は一定期間の利用を停止するものとする。
- 7 1から5を遵守せずにコンピュータウイルス感染により設備等を損傷させた場合は、同内規第7条の規定により、その損害に相当する費用を賠償するものとする。